

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第 1 0 8 9 号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付け国自安第 1 8 5 号、国自旅第 3 0 6 号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記について、以下のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。

なお、本件については、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会理事長あて通知したので申し添える。

記

北海道運輸局	: 2 9 2, 0 3 3 円
東北運輸局	: 2 6 4, 7 0 6 円
関東運輸局	: 3 4 8, 8 8 4 円
北陸信越運輸局	: 3 0 6, 1 8 2 円
中部運輸局	: 3 4 2, 6 4 3 円
近畿運輸局	: 3 4 8, 0 3 2 円
中国運輸局	: 2 9 4, 9 3 3 円
四国運輸局	: 2 9 5, 1 5 7 円
九州運輸局	: 2 8 9, 5 6 9 円
沖縄総合事務局	: 2 7 5, 2 8 3 円

附 則

本事務連絡は、令和 8 年 4 月 1 日以降に報告を受けるものから適用するものとする。